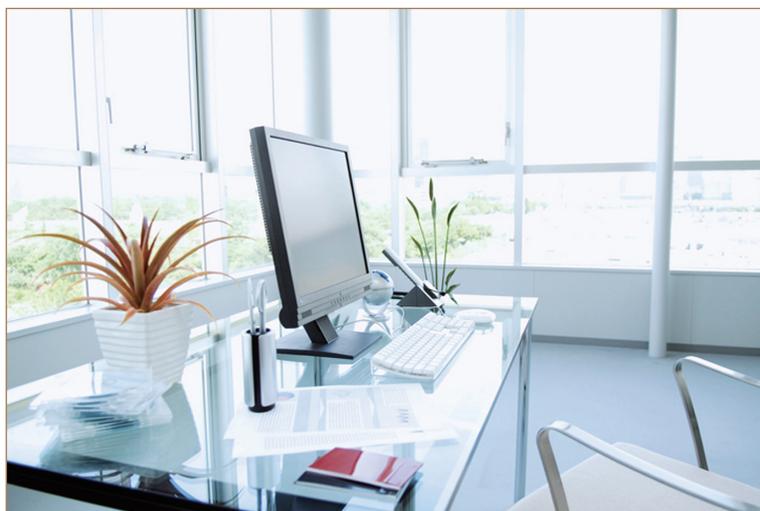




イオンの 賃貸プラン 事業用動産保険

大切な事業用動産の補償に加え、借家人賠償責任補償や
施設賠償責任補償をセットにした、万が一に備える事業者の
皆さまのための安心の事業用動産補償プランです。



このパンフレットは、〈イオンの事業用動産保険 賃貸プラン〉の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」の内容を十分にご確認ください。

取扱代理店

引受保険会社



イオン少額短期保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号

補償内容・お手続きに関するお問合せは
契約センターにお気軽にお問い合わせください。

契約センター  **0120-953-856**

受付時間 平日 9:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

事業用動産(営業用什器・備品・内部造作)をまもる

<p>火災・破裂・爆発</p>  <p>①</p>	<p>落雷</p>  <p>②</p>	<p>風災・雪災</p> <p>20万円以上の損害が出た場合に限る</p>  <p>③</p>
<p>建物の外部からの物体の 落下・飛来 衝突・倒壊</p>  <p>④</p>	<p>給排水設備の事故による漏水・放水 水あふれによる 水ぬれ</p>  <p>⑤</p>	<p>騒じょう、集団行動、 労働争議に伴う 暴力行為・破壊行為</p>  <p>⑥</p>
<p>盗難</p> <p>お支払限度額(1事故につき) 事業用動産:50万円 事業用通貨:20万円 事業用預貯金証書:50万円</p>  <p>⑦</p>	<p>水害</p> <p>事業用動産に支払限度額の 30%以上の損害が発生した場合、 損害額の70%をお支払いします。</p>  <p>⑧</p>	<p>● 損害の額は、時価額によって 定めます。</p>

賠償責任を補償 法律上の賠償責任も補償します。

事業者用借家人賠償責任

火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水等の事故により借用事業用施設に損害を与え、貸主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合。

【保険金をお支払いする主な例】

- ・火災により、借用店舗の貸主所有部分を焼損させてしまった。
- ・被保険者が自己の費用で設置した給排水設備からの漏水や、排水を詰まらせてしまったことによる溢水で、借用店舗の貸主所有部分に与えてしまった。

【保険金をお支払いできない主な例】

- ・従業員さまが借用店舗内で転倒して壁に穴を開け、また、窓ガラスを割ってしまった。
- ・飲食店でグリーストラップに油が堆積して流れが悪くなり清掃が必要になった。
- ・お客さまがトイレを詰まらせてしまい漏水してしまった。

施設賠償責任

日本国内で発生した次に掲げる事業用動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や、保険証券記載の借用事業用施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物に損壊を与えたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合。

ただし、知識または技能をもって行う専門的な業務の遂行(特定分野において深く学び、習得した高度な知識や技術が必要となる業務の遂行)の結果に起因する損害賠償責任については、保険金をお支払いいたしません。

【保険金をお支払いする主な例】

- ・給排水設備からの漏水や、排水を詰まらせてしまったことによる溢水で、階下や共用部に損害を与えてしまった。

【保険金をお支払いできない主な例】

- ・従業員が業務中にケガをしてしまった。
- ・他者から借りたり、預かっているもの(借用店舗やレンタルの設備を含みます)を破損させてしまった。

各種の費用を補償

事故後の各種費用も補償します。

臨時費用



①～⑥までの事故により事業用動産損害保険金が支払われる場合、事業用動産損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。
ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払限度額が上限となります。

残存物片付け費用



①～⑥までの事故により事業用動産損害保険金が支払われる場合で損害を受けた事業用動産の残存物の取片づけ費用を支出された場合、事業用動産損害保険金の10%を限度として実額をお支払いします。

修理費用



①～⑥までの事故、事業用動産盗難の事故により借用事業用施設に損害が生じた場合で賃貸借契約等に基づき自費で修理をされた場合、100万円を限度として実額をお支払いします。

お引受にあたり

■ お引受可能な事業用施設：事務所、店舗、飲食店など

専有面積は330㎡以下とします。(330㎡を超える場合はお引受けできません。)

次のような業種がお引受けの対象となります。(代表的な業種をご案内しています。)

- ・ 事務所：建設業事務所、法律事務所、旅行代理店、保険代理店、不動産業 など
- ・ 飲食店：食堂、カフェ、レストラン、居酒屋 など
- ・ 店舗：和洋菓子店、弁当販売店、写真屋、クリーニング屋、クリニック など
- ・ 託児所、グループホーム など

■ お引受けできない事業用施設

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく業種
バー、キャバレー、ナイトクラブ、キャバクラ、パブ、スナック、雀荘、風俗営業店 など
- ・ 無人店舗、倉庫、駐車場、コインランドリー、自動販売機置き場、
火薬類専門販売業、旅館、海水浴場施設 など

保険金請求のご連絡・方法について

事故が発生しましたら、当社請求センターへご連絡ください。

保険金のお支払いに関する手続きなどをご案内させていただきます。



事故が発生しましたら、速やかにご連絡ください。

事故のご連絡、お問合せ

イオン少額短期保険 請求センター



0120-953-560

受付時間：24時間・年中無休

商品タイプ別 支払限度額・保険料

事務所・一般店舗用〔飲食店以外〕		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ
契約種類	補償内容	年払保険料 14,400円	年払保険料 16,400円	年払保険料 18,400円	年払保険料 20,300円
A 事業用 動産契約	事業用動産損害保険金支払限度額(1事故)	200万円	300万円	400万円	500万円
	事業用動産盗難保険金支払限度額(1事故)	50万円	50万円	50万円	50万円
	事業用通貨盗難保険金支払限度額(1事故)	20万円	20万円	20万円	20万円
	事業用預貯金証書盗難保険金支払限度額(1事故)	50万円	50万円	50万円	50万円
	水害保険金支払限度額(1事故)	140万円	210万円	280万円	350万円
	臨時費用保険金支払限度額(1事故)	60万円	90万円	100万円	100万円
	残存物取片づけ費用保険金支払限度額(1事故)	20万円	30万円	40万円	50万円
	修理費用保険金支払限度額(1事故)	100万円	100万円	100万円	100万円
事業用動産契約 合計支払限度額		300万円	450万円	550万円	650万円
B 賠償責任 契約	事業者用借家人賠償責任保険金支払限度額(1事故)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	施設賠償責任保険金支払限度額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	賠償責任契約 合計支払限度額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
A、B契約合計支払限度額		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

飲食店用		Eタイプ	Fタイプ	Gタイプ	Hタイプ
契約種類	補償内容	年払保険料 39,400円	年払保険料 47,200円	年払保険料 55,000円	年払保険料 62,700円
A 事業用 動産契約	事業用動産損害保険金支払限度額(1事故)	200万円	300万円	400万円	500万円
	事業用動産盗難保険金支払限度額(1事故)	50万円	50万円	50万円	50万円
	事業用通貨盗難保険金支払限度額(1事故)	20万円	20万円	20万円	20万円
	事業用預貯金証書盗難保険金支払限度額(1事故)	50万円	50万円	50万円	50万円
	水害保険金支払限度額(1事故)	140万円	210万円	280万円	350万円
	臨時費用保険金支払限度額(1事故)	60万円	90万円	100万円	100万円
	残存物取片づけ費用保険金支払限度額(1事故)	20万円	30万円	40万円	50万円
	修理費用保険金支払限度額(1事故)	100万円	100万円	100万円	100万円
事業用動産契約 合計支払限度額		300万円	450万円	550万円	650万円
B 賠償責任 契約	事業者用借家人賠償責任保険金支払限度額(1事故)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	施設賠償責任保険金支払限度額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	賠償責任契約 合計支払限度額	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
A、B契約合計支払限度額		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円

■ 自動継続について

この契約の保険期間は1年間です。弊社より保険期間満了日の1ヶ月前までに「継続案内」を送付いたします。

保険契約者より、保険契約を継続しない旨のご通知をいただかない限り、保険契約は保険期間満了日の翌日(継続日)から1年間継続されます。

■ 契約日(責任開始日)について

お申し込みいただいた内容につき、当社が引受けを承諾し、所定の期間内に保険料のお支払いが完了した場合、申込書に記載の契約希望日(責任開始希望日)を契約日(責任開始日)とします。

■ 保険料の種類および払込方法について

保険料の種類は、契約期間(1年間)の保険料一括払いとなっています。保険料の払込方法は、クレジットカード払、口座振替またはコンビニ払からご選択いただけます。(法人契約の場合は「送金払」の選択も可能です。)

■ 解約返戻金について

ご契約を解約される場合は、弊社契約センターまでご連絡下さい。解約返戻金は、解約日から保険期間の満了日までの未経過月数(1ヶ月未満の端数は切り捨てます)に対して、月割をもって計算した額とします。

■ 被保険者あたりの保険金額合計について

事業用動産保険における事業用動産契約、賠償責任契約の合計支払限度額は、1,000万円となります。

事業用動産保険の賠償責任契約における事業者用借家人賠償責任保険金、施設賠償責任保険金については、保険業法施行令第1条の6第7号に定める低発生率保険には該当いたしません。